

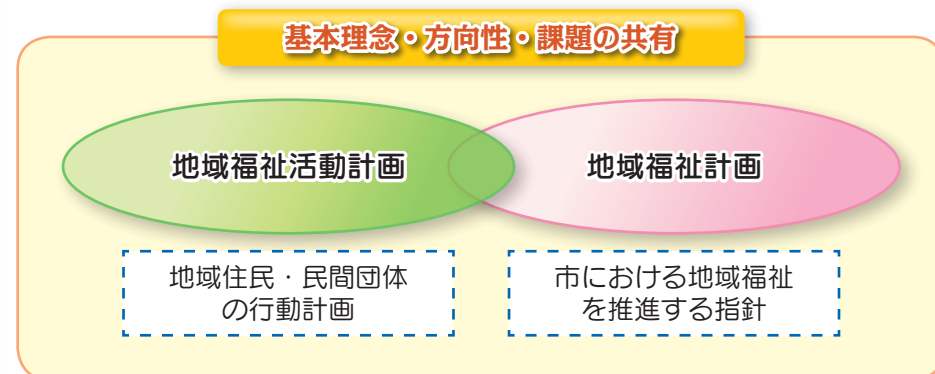
■ 計画の位置づけ

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な担い手として位置づけられるとともに、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、民間社会福祉活動を計画化するものとして、「地域福祉活動計画」を策定することとなっています。

地域福祉活動計画は、「第二次古河市総合計画」に即した福祉分野の個別計画である地域福祉計画と既存計画（児童、障がい者、高齢者など）の理念や政策などとの整合性や連携を図る計画とし、「地域住民主体のまちづくり」や幅広く住民参加を基本とする視点を持った計画であり、地域福祉推進のための共通理念や福祉の将来方針を示したものです。

地域福祉活動計画と地域福祉計画は、連携して、地域福祉を推進するための車の両輪ともいえ、住民主体の取り組みを支援します。

《地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係》



■ 計画の期間

本計画の期間は、短・中期の取り組みを中心として平成27年度から平成31年度までの5年間とし、第2期古河市地域福祉計画との整合性を保ちながら計画の推進と評価を進め、その成果を踏まえた上で見直しをしていきます。



社会福祉法人 古河市社会福祉協議会

〒306-0044 茨城県古河市新久田271番地1（古河福祉の森会館内）

TEL 0280-48-0808 FAX 0280-48-0119



<http://www.koga-syakyo.com/>

Email:koga@koga-syakyo.jp

概要版

平成27年3月

古河市社会福祉協議会



K O G A

第2期古河市地域福祉活動計画
古河“絆”プロジェクト



計画策定の背景

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民、地域における社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

新しい地域福祉計画策定の背景

- ① 地域のつながりの希薄化と絆の再生
- ② 支え合い、助け合う地域づくり
- ③ 地域が抱える課題・ニーズへの対応
- ④ 福祉制度の変遷への対応

計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、基本目標として次の4つの柱を掲げます。

1

助け合い・支え合いの
仕組みづくり

2

みんなで支え合う
人づくり

【基本理念】

1

“地域の絆”という価値の再認識と「福祉文化」の醸成

2

小地域ごとの自主的できめ細やかな福祉活動

3

互いの情報を共有し合えるネットワークの充実と早期の支援の提供

3

多様な主体による
地域福祉活動の活性化

4

必要とされる
社会福祉協議会づくり



東日本大震災ボランティア派遣事業

1. 災害時要支援者支援体制の確保
2. 新たな地域での見守りシステムの構築
3. 地域福祉活動のしやすい環境づくり
4. ボランティアなど地域組織への活動支援
5. 小地域福祉活動の推進強化



ふくしチャレンジスクール

1. 福祉の心の育成
2. 福祉学習（教育）の充実
3. 活動を支える人材の育成
4. 相談体制の充実
5. 権利擁護の充実
（成年後見サポートセンターの拡充）



在宅福祉サービス支援

1. 子育てしやすい環境づくり
2. 在宅福祉サービスの充実・支援（高齢者・介護保険事業等）
3. 在宅福祉サービスの充実・支援（障がい者）
4. 生活安全のための環境づくり
5. 地域福祉ネットワークの構築



赤い羽根街頭募金

1. 組織体制の整備
2. 財源の確保